

令和8年3月31日14時00分
近畿地方整備局

受発注者一体となって重大事故撲滅を目指します
～令和8年度「工事等事故防止重点対策項目」を決定～

近畿地方整備局では、管内の直轄工事及び現場作業を伴う業務における事故の未然防止と安全対策強化を目的として、毎年度、「工事等事故防止重点対策項目」を策定し、事故防止に取り組んでいます。

令和8年度につきましても、近年の事故発生状況やその傾向を踏まえ、下記のとおり重点対策項目を決定しましたので、お知らせいたします。

なお、工事等事故防止重点対策項目(5項目)に該当する事故が発生した場合は、措置が重くなる場合があります。

令和8年度「工事等事故防止重点対策項目」(5項目)

1. 地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故(継続)
2. 架空線に対する事故(継続)
3. 高所作業箇所からの墜落事故(継続)
4. 重機による施設及び作業員等との接触事故(継続)
5. 資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故(継続)

令和8年度においては、近年の事故発生状況や公衆への影響、死亡等の重大な労働災害に繋がる恐れを踏まえ、上記5項目について、より一層の事故防止対策を徹底してまいります。

また、作業員等への安全教育や現場の安全点検、第三者への安全対策を柱として、具体的な安全対策を現場で確実に実行するよう、受注者への呼びかけを強化してまいります。

なお、本件については、近畿地方整備局HPに掲載するとともに、建設関係業団体や工事関係の安全講習会等を通じて、広く周知を図ってまいります。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調査課

課長 なおい 直井 かつみ 克己 (内線3251)

課長補佐 やはた 矢羽田 かんじ 寛治 (内線3252)

電話 06-6942-3826(直通)

令和8年度「工事等事故防止重点対策項目」と事故防止対策について

(令和8年3月 近畿地方整備局)

令和8年度は、下記の項目について、特に重点的な安全対策を講じ、工事等事故防止に万全を期することとします。各項目の事故防止にあたり、必要と考えられる対策について記載していますので、参考にしてください。

あわせて、工事等事故を防止するうえで重要となる、作業員等への安全教育や現場の安全点検、第三者への安全対策を徹底し、具体的な安全対策を作業員に示すことで、重大事故につながる危険要因の徹底的な排除に努めてください。

なお、工事等事故防止重点対策項目(5項目)に該当する事故が発生した場合は、措置が重くなる場合があります。

1. 地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

「地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故」は、例年、発生件数が多く、ひとたび発生すると公衆へ大きな影響を及ぼす可能性が高いため、引き続き、より一層の事故防止に努めてください。

地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故防止に必要な対策

①事前調査の実施

工事現場内の地下埋設物については、作業に先立ち、その有無について、図面等により照会を行い、必ず確認する。作業に支障となる地下埋設物の存在が予想される場合には、管理者に対し、必ず立会依頼を行う。

②試掘等の実施

作業に支障となる地下埋設物については、試掘等による目視確認を行う。現場状況により試掘が困難な場合は、他の確認方法について検討する。また、地下埋設物付近の掘削については人力作業とするなど、手順を具体的かつ明確にし、作業担当者への指導を徹底する。

③地下埋設物の明示と作業担当者への周知徹底

作業担当者等、工事関係者全員に地下埋設物の存在及び位置を周知徹底するため、現地にのぼり旗等で明示を行う。

④刃先監視員の配置

地下埋設物に近接する箇所で、重機による掘削作業を行う場合には、必要に応じて刃先監視員を配置する。

2. 架空線に対する事故

「架空線に対する事故」は、ひとたび発生すると公衆へ大きな影響を及ぼす可能性が高いため、引き続き、より一層の事故防止に努めてください。

※柱、支線含む。

架空線に対する事故防止に必要となる対策

①事前調査の実施

工事現場内及びその近傍にある架空線等の上空施設について、作業に先立ち、種類や必要離隔等を管理者に確認する。工事の資材置場や土砂仮置き場など工事現場から離れた場所や経路についても、支障となる上空施設がないか確認し、支障物がある場合は上記と同様の対応をとる。

②架空線等の明示と作業担当者への周知徹底

架空線等の上空施設に注意が向くよう、赤旗等による明示を行い、作業担当者等、工事関係者全員への周知、徹底を行うとともに、必要に応じ、防護カバーや高さ制限装置の設置、誘導員の配置等の安全対策を行う。

③建設機械及び車両移動時の指導徹底

架空線等上空施設近傍での移動にあたっては、必ずアームやブーム、荷台を下げてから行うよう、指導を徹底する。

3. 高所作業箇所からの墜落事故

「高所作業箇所からの墜落事故」は、ひとたび発生すると重大な労働災害に繋がる可能性が高いため、引き続き、より一層の事故防止に努めてください。

※高所作業箇所とは、法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業箇所をいう。

※滑落含む。

高所作業箇所からの墜落事故防止に必要となる対策

①適切な作業手順の検討

現場条件を十分に考慮し、現場に見合った作業手順を作成、作業担当者等に周知徹底するとともに、手順に応じた墜落防止対策を講じる。現場条件の変化等が生じた場合には、都度、作業手順を見直す。

滑落の危険が認められる箇所については、転落防止対策を徹底すること。

②墜落制止用器具等の適切な使用の徹底

作業箇所が高所等により、墜落の恐れがある場所では、作業担当者に対し、墜落制止用器具等の適切な使用について、指導を徹底する。あわせて、適切な使用ができるよう、墜落防止設備を設置する。

③安全通路の設置

作業箇所が高所等により、墜落の恐れがある場所では、作業担当者が安全に使用することのできる通路を設置するとともに、安全通路であることを表示する。

4. 重機による施設及び作業員等との接触事故

「重機による施設及び作業員等との接触事故」は、例年、発生件数が多く、ひとたび発生すると重大な労働災害に繋がる可能性が高いため、引き続き、より一層の事故防止に努めてください。

※施設とは、公共施設及び第三者施設をいう。ただし、架空線は除く。

※重機の転倒事故含む。

重機による施設及び作業員等との接触事故防止に必要な対策

①適切な作業手順の検討

現場条件を十分に考慮し、現場に見合った作業手順を作成、作業担当者等に周知徹底するとともに、手順に応じた使用機械を選定する。現場条件の変化等が生じた場合には、都度、作業手順を見直す。

②立入禁止範囲の明示

重機作業を行う際には立入禁止範囲を定め、作業担当者等、工事関係者全員に周知する。あわせて、必要に応じ、誘導員を配置する。

③移動式クレーンの転倒防止

移動式クレーン作業計画書を定めるとともに、アウトリガーの張り出し等、適正な使用を徹底する。あわせて、吊り荷重量や定格荷重の超過について、確認体制を整え、転倒防止を徹底する。

5. 資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故

「資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故」は、ひとたび発生すると重大な労働災害に繋がる可能性が高いため、引き続き、より一層の事故防止に努めてください。

※壁等の倒壊による上方からの落下事故含む。

※強風による資材等の飛散事故含む。

※UAVの落下事故含む。

資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故防止に必要な対策

①上下作業の回避

上下作業は、飛来落下の危険を生ずるおそれがあるため、極力避ける。やむを得ず上下作業を実施する場合は、事前打合せを十分に行い、留意点等を作業担当者確実に伝達するとともに、防護措置を講じること。

②立入禁止範囲の明示

作業内容に応じ、立入禁止範囲を定め、作業担当者等、工事関係者全員に周知する。あわせて、必要に応じ、誘導員を配置する。

③資材等の保管、仮置き、集積

資材等を保管、仮置き、集積する場合は、緊結、歯止め等の措置を講じるとともに、作業床端や開口部、法肩等の落下しやすい箇所では行わない。

④資材等の吊り作業(玉掛作業)

適切な機械の選定、有資格者の配置を徹底する。

⑤第三者に対する防護措置

現道又は民家等に近接している場所で工事を行う場合は、飛来落下や飛散防止措置を講じること。

その他、工事等事故防止に向けた留意事項

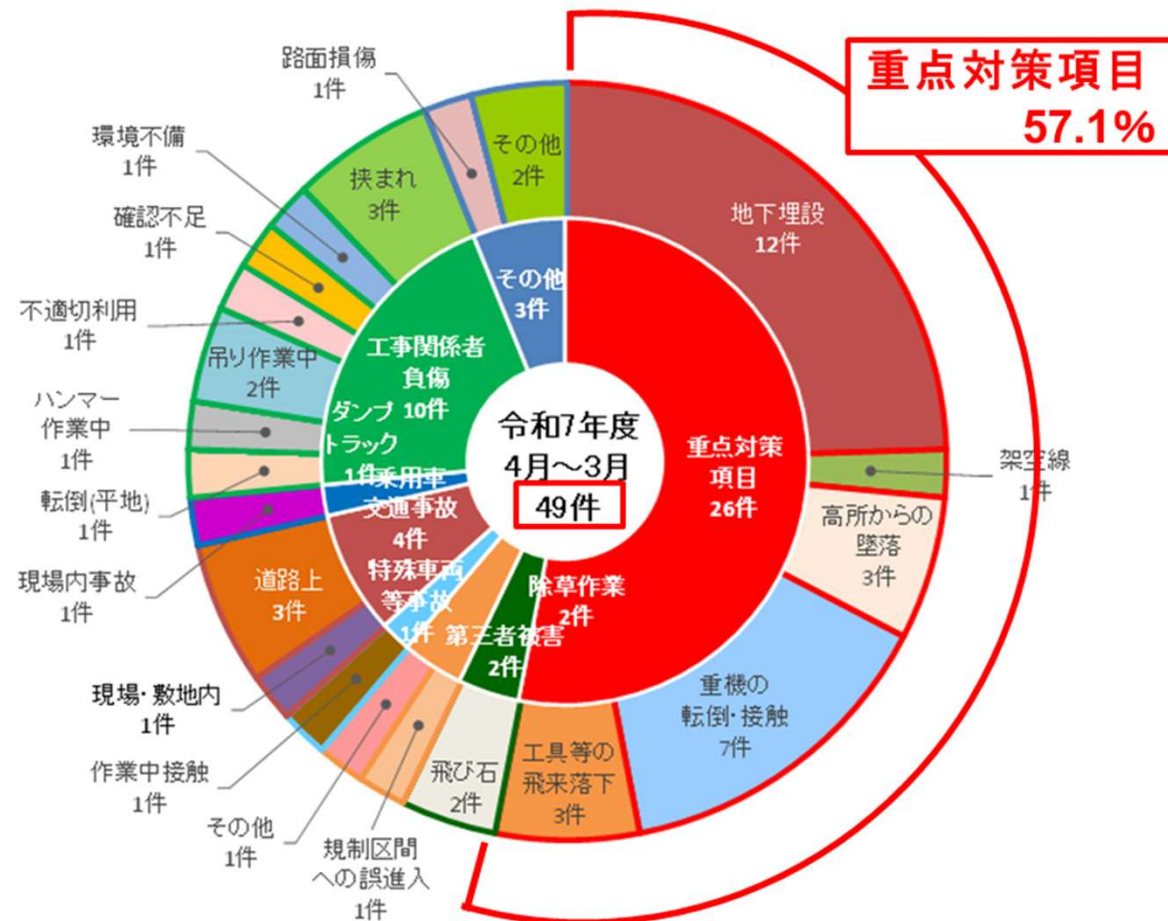
工事等事故の全般的な防止にあたっては、「作業員等への安全教育」や「現場の安全点検」、「第三者への安全対策」を徹底し、「具体的な安全対策を現場で確実に実行するようにする」ことが重要なポイントです。

下記内容については漏れなく実施し、実施状況や確認状況を書面で保管するようにしてください。

- ・作業手順や作業指示に関する打合せ
- ・作業当日のKYミーティング
- ・新規入場者に対する安全教育
- ・担当作業員、担当オペレータの保有資格等確認
- ・施工計画書等に記載された安全点検、安全巡視等
- ・現道工事等における第三者に対する作業内容等の案内
- ・第三者に対する工事現場等への立入禁止措置

以上

3月24日時点暫定値



- 最多は地下埋設物事故（12件）、次いで重機との接触事故（7件）
- 重点対策項目(5項目)は57.1%と過半数以上を占める
- 重点対策項目以外では、挟まれ（指、足）3件、道路上事故3件、吊り作業中2件、飛び石2件が複数件発生



令和8年度工事等事故防止重点対策項目と事故防止のポイント

具体的な安全対策を示し、埋設物事故の防止に努めましょう

①地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

- 事前調査、試掘等の実施
- 明示と作業担当者への周知徹底
- 刃先監視員の配置検討

②架空線に対する事故

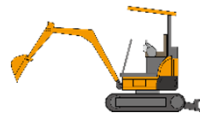
- 事前調査の実施
- 明示と作業担当者への周知徹底
- 建設機械及び車両移動時の指導徹底

③高所作業箇所からの墜落事故

- 適切な作業手順の検討
- 墜落制止用器具等の適切な使用の徹底
- 安全通路の設置

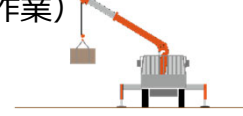
④重機による施設及び作業員等との接触事故

- 適切な作業手順の検討
- 立入禁止範囲の明示
- 移動式クレーンの転倒防止



⑤資材・仮設材及び工具の飛来落下事故

- 上下作業の回避
- 立入禁止範囲の明示
- 資材等の保管、仮置き、集積
- 資材等の吊り作業（玉掛作業）
- 第三者に対する防護措置



その他留意事項～漏れなく実施、書面で保管～

- 作業手順や作業指示に関する打合せ
- 作業当日のKYミーティング
- 新規入場者に対する安全教育
- 担当作業員等の保有資格確認
- 施工計画書等に記載された安全点検、巡視等
- 現道工事等における第三者への作業内容案内
- 第三者に対する工事現場等への立入禁止措置

ご活用
ください

工事等事故防止のための 安全教育資料



地下埋設物事故防止ポスター

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/qgl8vl0000004scc-att/jikobousiposter.pdf>



ニュースレター「あんぜん」

https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/newsletter_anzen/index.html



事故事例集

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/jireisyuu.html>



The screenshot shows the website of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT), specifically the Kinki Regional Development Bureau. A red box highlights the '企業' (Company) menu item. Another red box highlights the '建設事故防止' (Construction Accident Prevention) link in the main navigation. A third red box highlights the '建設事故防止に向けて' (Towards Construction Accident Prevention) section, which contains various resources like posters, newsletters, and manuals. A red arrow points from the '建設事故防止' link to the highlighted section.

近畿地方整備局における

令和8年度「工事等事故防止重点対策項目」のお知らせ

近畿地方整備局では、管内の直轄工事及び現場作業を伴う業務における事故の安全対策強化を図るため、「工事等事故防止重点対策項目」を策定し、工事等における事故防止に取り組んでいます。

令和8年度においても、近年の事故発生状況等を鑑み、下記のとおり定めましたので、お知らせいたします。

なお、工事等事故防止重点対策項目(5項目)に該当する事故が発生した場合は、措置が重くなる場合があります。関係者一丸となって事故防止に取り組んでいきましょう。



工事等事故防止重点対策項目
地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

①地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

- 掘削作業前に、埋設物の位置を確実に把握しましょう
- 埋設管近接部は手掘りを原則とし、重機使用は十分に離隔を確保した上で行いましょう



工事等事故防止重点対策項目
架空線に対する事故

②架空線に対する事故

※柱、支線含む

- 作業前に、架空線の位置・高さ・種類を確実に把握しましょう
- 接近のおそれを感じたら、ためらわず作業を止めて確認しましょう



工事等事故防止重点対策項目
高所作業箇所からの墜落事故

③高所作業箇所からの墜落事故

※高所作業とは法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業箇所をいう
※滑落含む

- 作業前に、作業箇所の危険箇所を把握しましょう
- 短時間・短距離の移動でも、高所では常に墜落制止用器具を使用しましょう



工事等事故防止重点対策項目
重機による施設及び作業員等との接触事故

④重機による施設及び作業員等との接触事故

※施設とは公共施設及び第三者施設をいう(架空線は②に含む)
※重機の転倒を含む

- 作業範囲を明確にし、不要な立入を防止しましょう
- 安定した地盤を確保し、転倒防止を徹底しましょう



工事等事故防止重点対策項目
資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故

⑤資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故

※壁等の倒壊による上方からの落下を含む
※強風による資材などの飛散を含む
※UAVの落下を含む

- 整理整頓を徹底し、不安定な積載や仮置きを避けましょう
- 強風が予想される場合は、資材の固定や撤去を今一度行いましょう



ご活用
ください

工事等事故防止のための 安全教育資料

工事等事故防止重点対策項目(5項目)のうち、地下埋設物事故が多く発生しています。

「地下埋設物事故防止ポスター」を作成していますので、現場事務所や、休憩所等に掲示し、地下埋設物事故の防止に努めてください。

擁壁を破碎中、壁面裏に埋設されていた未把握の水道管を損傷

位置・深さ・止水栓が不明確な水道管を機械掘削中に損傷

確認不足

調査不足

**埋設物事故
が頻発中**

情報の
間違い

危険軽視

埋設深さが台帳と現地で異なっていたため、舗装版の切削中に管頂部を損傷

作業前に安全な位置に動かした配管が元の位置に戻り、草刈機の刈刃と接触して損傷

**徹底した確認と
慎重な作業で
埋設物事故を防止しましょう**

国土交通省 近畿地方整備局

埋設物事故が増えています

**STOP!
埋設物事故**

事故防止に向けて

- ① 台帳等の事前確認
- ② 試掘、現地立会の実施
- ③ 埋設物（位置・深さ等）の明示
- ④ 作業方法（手掘りの範囲等）の明確化
- ⑤ 想定外事象は作業を中断し、確認

※具体的な安全対策を作業員に示しましょう

国土交通省 近畿地方整備局

近畿地方整備局のホームページでは、重点対策項目を含めた工事等事故防止のための安全教育資料を公開しています。現場での安全教育にご活用ください。

具体的な安全対策を示し、埋設物事故の防止に努めましょう

地下埋設物事故防止ポスター

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/qgl8vl0000004scc-att/jikobousiposter.pdf>

ニュースレター「あんぜん」

https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/newsletter_anzen/index.html

事故事例集

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/jireisyuu.html>

